

# 適合性検査証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET2517-61010-1002
2. 交付年月日：平成23年5月16日
3. 有効年月日：平成28年5月15日
4. 申込者名  
住 所：埼玉県飯能市芦苅場3-1

氏名又は名称：新電元スリーアイー株式会社

5. 特定電気用品名：直流電源装置
6. 型式の区分：別紙のとおり
7. 製造工場名  
住 所：埼玉県飯能市芦苅場3-1

氏名又は名称：新電元スリーアイー株式会社

8. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令第1項  
別表第八1及び2(102)
9. 適合性検査の方法：
  - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令に定める方法
  - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法

一般財団法人 電気安全環境研究所  
理事長 末廣 恵

東京都渋谷区代々木5-14-12

# 適合性検査証明書別紙

## 型式の区分

要素	区分
定格入力電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
入力側の定格容量	(9) 80VAを超えるもの
定格周波数（変圧器を有するものの場合に限る。）	(1) 50Hzのもの
	(2) 60Hzのもの
交流用端子	(2) ないもの
直流定格電圧	(2) 15Vを超えるもの
変圧器	(1) あるもの
変圧器の巻線の絶縁の種類	(2) E種のもの
直流電圧の調整装置	(2) ないもの
回路の保護機構	(1) あるもの
器体スイッチ（主回路を開閉するものの場合に限り、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(2) ないもの
外郭の材料	(1) 金属のもの
用途	(4) その他のもの
電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
二重絶縁	(2) 施してないもの

証明書番号 : J E T 2 5 1 7 - 6 1 0 1 0 - 1 0 0 2